

# 島根県報

第一、四五四号

平成十五年三月二十四日  
(月曜日)

目 次

規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則  
島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則の一部  
を改正する規則

告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の  
指定  
土地改良区の定款変更の認可  
換地処分

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

保安林の指定

保安林予定森林(二件)

保安林の解除(十四件)

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生

島根県卸売市場整備計画の公表

都市計画事業変更の認可

基本測量の終了

(用地対策課)  
一四

(医療対策課)  
一〇  
(農村整備課)  
一〇

(漁業管理課)  
一  
(森林整備課)  
一  
(推進室)  
(都市計画課)  
九九九五四五四三三三

土地地区画整理組合の事業計画の変更の認可(二件)  
都市計画変更の図書の縦覧  
都市計画事業変更の認可  
(下水道推進課)  
一五

教委規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部  
を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(規則第一八号)

一 規則の概要

1 書類の閲覧場所に「特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支  
庁又は総務事務所」を追加した。(第八条関係)

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が改正され、平成十五年五月一  
日に施行されることに伴い様式を変更した。(様式関係)

二 施行期日

平成十五年五月一日から施行することとした。

◇島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一九  
号)

一 規則の概要

バンガローの追加に伴う様式の整理(様式第一号—様式第五号関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。



## 島根 報 告

テントサイト	サイト	昭和年月日から 昭和年月日まで	円
宿泊棟	年月日から 年月日まで	円	
休憩棟	年月日から時分まで	円	

改める。

様式第三回中「第7条関係」や「第6条関係」は、

テントサイト	サイト	年月日から 年月日まで
宿泊棟	年月日から 年月日まで	

を

改める。

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
山口整形平田診療所	訪問看護居宅療養管理指導所	山口整形平田診療所	平田市平田町三 三五三番地	平成十五年一月 六日

**島根県告示第一回四十四号**  
 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。  
 平成十五年三月二十四日  
 島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第一回四十五号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成十五年三月十一日付けで認可した。  
 平成十五年三月二十四日  
 島根県知事 澄田信義

様式第四回中「第8条関係」や「第7条関係」に改め、「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第五号中「第11条関係」や「第10条関係」に改め、「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

陸則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第一回四十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十四条第三項の規定により、出雲市土地改良区理事長から木村地区における換地処分を平成十五年三月七日付けで行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。  
 平成十五年三月二十四日

**島根県告示第二百四十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

**一 縦覧に供する書類の名称**

内馬地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し

**二 縦覧の期間**

告示の日から二十一日間

**三 縦覧の場所**

東出雲町役場

**島根県告示第二百四十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 出雲市土地改良 区	事業業名 木村地区区画整理事業 (基盤整備促進事業)	完了年月日 平成十五年三月五日
-----------------------	----------------------------------	--------------------

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第二百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

**一 保安林の所在場所**

簸川郡大社町大字遙堪字樽戸谷一八四六の一から一八四六の四まで、一八四七、一八四七の一、一八四八から一八五一まで、一八五四の一、一八五四の二、一八五五から一八六一まで、一八六二の一、一八六二の二、一八六三、一八六四、一八六七、字鎌代一八八二

**二 指定の目的**

土砂の流出の防備

**三 指定施業要件**

## (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第二百四十九号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

## 島根県報

島根県知事 澄田信義

## 一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字高尾一九七〇の一

## 二 指定の目的

水源のかん養

## 三 指定施業要件

## 一 立木の伐採の方法

1 主伐にかかる伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第二百五十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡金城町大字追原五〇五、五〇九

## 二 指定の目的

水源のかん養

## 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐にかかる伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県報

平成15年3月24日

- 二 保安林として指定された目的  
魚つき  
三 解除の理由  
林道用地とするため

## 島根県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡掛合町大字波多一七九二の一二、一七九二の一三  
二 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
三 解除の理由  
農道用地とするため

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡掛合町大字穴見七三二の一六、七四四の二、七四四の五、七四四の六、七四五の七  
の二、七四五の七

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
三 解除の理由  
農道用地とするため

## 島根県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字角井一八二七の一八から一八二七の二八まで  
二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字角井一八三一の八から一八三一の一〇まで  
の二、七四五の七

## 島根県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

三 土砂の流出の防備  
解除の理由

土地改良事業用地とするため

### 島根県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字角井一八三一の一、一八三三の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字角井一八三一の二三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
水道事業用地とするため

### 島根県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字頓原村六二一の二から六二一の四まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

### 島根県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字頓原村二六七〇の三、二六七二の一から二六七二の一四まで
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

発電施設用地とするため

### 島根県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡頓原町大字頓原村二六七五の七
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
簸川郡多伎町大字多岐一六二三の六、大字久村一五三の五、二三九五の七、二三九六の六
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
ダム用地とするため

### 島根県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
邇摩郡仁摩町大字大國町字アサアルキ三九二一九の七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
隱岐郡西郷町大字中村字北平八九七の二
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
ダム用地とするため

## 島根県報

## 島根県告示第二百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

西ノ島町加入区（浦郷漁業協同組合）

## 島根県告示第二百六十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項及び第二項並びに卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第五条の規定により、島根県卸売市場整備計画（第七次計画）を平成十五年三月十二日に定めたので別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県しまねブランド推進室及び水産振興課、隠岐支庁、各農林振興センター並びに各水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十四日

## 一 施行者の名称

島根県知事 澄田信義

## 公 告

二 都市計画事業の種類及び名称  
大田都市計画公園事業  
八・六・一号 石見銀山公園

三 事業施行期間  
昭和五十一年一月二十三日から平成十七年三月三十日まで

四 事業地  
(一) 収用の部分

字 権現下タ、字 片山、字 カクシ、字 権現上ミ、字 権現平、  
字 権現ノ上ミ、字 奥谷前、字 休谷ナメシ谷西平、字 休谷ナメラ谷西平、  
字 大谷下モ惣太夫平、字 大谷居宅上エ、字 大谷元山師木屋ノ上エ、  
字 大谷龍源寺山上、字 大谷下モ寺ノ上 字 大谷下モ元屋敷上エ、  
字 アタコノ下タ、字 出シ辻、字 大谷下元屋敷ノ上エ、字 立店口、  
字 栃畠谷、字 栃畠谷下組畠ヶ中上、字 引接堂、字 アタゴノ下タ、  
字 栃畠谷下モ正徳上エ、字 クハセヨン山、字 寺ノ上エ、字 茂谷衛門屋敷、  
字 クハンヨン山、字 クハセヨン山、字 寺ノ上エ、字 西福寺、字 中曾根、  
字 新横担ノ上エ、字 隠居ノ上エ、字 長谷山、字 茂谷衛門屋敷、  
字 寶菜山ノ上エ、字 元屋敷ノ上エ、字 虎岸寺ノ上エ、字 仁王門下タ、  
字 寺ノ下モ、字 妙本寺、字 寺ノウシロ、字 長福寺、字 元屋敷上エ、  
字 寺ノ上エヨリ後口、字 馬場西横相、字 西ノ横相道ノ下タ、字 練尾、  
字 佛ヶ谷、字 栃畠谷練尾、字 栃畠佛ヶ谷、字 元西向寺、字 妙本寺ノ上エ、  
字 栃畠谷三味線山、字 栃畠谷元泉山、字 栃畠井戸ツリ、字 井戸ヅリ、  
字 昆布山谷、字 栃畠谷東平、字 元西向寺昆布山寺、字 栃畠谷居宅上エ、  
字 栃畠谷吹屋後口を追加する。

(二) 使用の部分  
なし

平成十五年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

市 町 村	出 雲 市	"	"	"	"	"
大 字	荒 茅	"	"	"	"	"
字						
地 番	一 三 五 〇 一 一	一 〇 五 三	三 一 一 一 三	三 一 一 〇 一 一	三 三 五 〇 一 一	一 三 五 〇 一 一
地 目	"	"	"	"	田	"
地 方 メ ー ト	一 四 二 三	八 六 六	三 四 〇	八 三	九 六 七	一 三 〇
特 に 減 る 地	ト ル ( 平 方 メ ー ト	一 〇	二 三	三 〇	四 二	四 四
摘要						

## 一 従前の土地の表示

法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業荒茅地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め又は換地を定めた土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年三月二十四日

平成十五年三月二一四日

島根県知事 澄田信義

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	荒茅	下松寄	"	"	"
											輪以後			
一〇三五十一	一九六九一一	三五二十三	一〇三一一	二一〇四	二二一四	二〇六四	二一七四	二三四四十三	二三二一五	一七四五一一	二一〇八一一	一九八五一一	二二五	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	田	"	"	
三八七	一三四六	一五一	一四〇四	九〇四	五九六	九七四	二四五	八八	五三一	三二七	四六八	五一二	二六〇	
三	一九	二九	二〇	三五	五九	九八	一六	四五	七一	五八	五〇	三四	一五六	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	荒茅	下松寄	"	"	荒茅	"	下松寄	"	"	"
						輪以後				"	輪以後			
二三三一	二二三一	二三八五一	二三四八一一	二〇八九	二〇七〇一一	一七五一	一〇三九	二二三六	二三二二	一七五八一一	一七六七一一	二一六二	二一六三	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一六三	二五三	四〇三	三六三	九三七	八五三	六〇三	一〇一二	七〇八	九〇一	五八	七九八	五六二	一〇一七	
三六	三三	八九	二五	一〇三	一二	三七	八二	六七	五九	四七	七九	七三	三一	

(2)

出雲市	町村郡	換地を定めない土地	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
下松寄	大字		"	"	"	"	"	"	"	"	"	荒茅	下松寄	
輪以後	字													輪以後
一七六二二	地番		三二七六一一	二二七一	二三八四一一	二三一〇七	二三八三一一	二一〇五	二二八〇一一	二〇四五一一	二一〇〇	二三一四七一一	一七四七	
畠	地目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四四三	ル <small>(平方メートル)</small> 積	二三四	九六八	四八五	八一八	二八四	六九二	五四六	四六六	一〇一五	一〇一七	九九二		
	摘要	九二	六六	五四	七〇	四一	二	五七	六六	一四	一四	八六		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	荒茅	"
														"
一〇一九一一	一〇一八一三	一九七三一六	一〇四七一一	二〇六三	二二一九	二〇七四	二三七七一一	二六九一一	一九八四一一	一〇九九一一	二〇六八	二〇四八	一七五五	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	田	"
八二二	一五八	○・七三	六五七	一一〇一	一〇一四	五五三	六四	七〇一	六〇二	二三三一	一七〇	六一六	四三二	

"	"	"
"	"	荒茅
二〇七三一三	一〇七三一一	二一〇五一一
"	"	"
三八七	四九一	九六

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

土地区画整理組合の名称  
江津市和木北部土地区画整理組合  
事業施行期間

二 指定年月日

平成十五年三月五日

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十五年二月二十八日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一  
作業種類  
基本測量（国土調査および確定測量に伴う基準点測量、世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）

平成十四年五月二十日から平成十五年二月二十八日まで

三 作業地域

松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・東出雲町・八雲村・玉湯町・八束町・広瀬町・伯太町・横田町・大東町・邑智町・石見町・弥栄村・三隅町・美都町・匹見町・六日市町地内

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

五 邑智郡川本町大字  
設立認可の年月日

邑智郡川本町大字川本五四五番地三  
設立認可の年月日

島根県知事 澄田信義

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十一年八月三十日  
六 変更認可の年月日

江津市和木町の一部  
事務所の所在地  
江津市江津町一五、三五番地  
設立認可の年月日

#### 四 事務所の所在地

五 設立認可の年用印

六 変更認可の年月日

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

## 川本町木路原土地区画整理組合

平成元年八月八日から平成十八年三月三十一日まで

邑留郡上本町下三川庄の一部

## 四 事務所の所在地

六

平成元年八月八日  
変更認可の年月日

平成十五年三月二十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

## 一 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

## 二 縦覧場所

東出雲町公共下水道

島根県土木部下水道推進課

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

## 島根県教育委員会規則第四号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第三号）

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「含む同一週内とする。」を「起算日とする四週間前の日から当該勤務する」と命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。に改め、同項ただし書き及び各号を削る。

第八条第二項中「教育職員休日休暇条例」を「条例第二十二条の九の規定によりその例によることとされる県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十二年島根県条例第三十六号）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県知事 澄田信義

## 一 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業 宮道湖東部流域下水道

## 二 施行者の名称

島根県

## 三 事務所の所在地

松江市東津田町 松江土木建築事務所

能義郡広瀬町 広瀬土木事務所

四 事業地  
(一) 収用の部分  
変更なし(二) 使用の部分  
変更なし

平成15年3月24日

島根県報

第1,454号 (16)

平成十五年三月二十四日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行